

第六号様式別表四の三(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

均等割額の計算に関する明細書				事業年度	： ：		法人名					
事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細					市町村の存する区域内における従たる事務所等		名称 (外 箇所)	所 在 地				
								市 町 村				
東京都内における主たる事務所等の所在地		事務所等を有していた月数	従業者数の合計数		当該事業年度(算定期間)中の従たる事業所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動							
区 市(町村)		月	人		異 動 区 分	異 動 年 月 日	名 称	所 在 地				
特別区内における従たる事務所等					設 置	・ ・						
					廃 止	・ ・						
所 在 地		名 称 (外 箇所)	月数	従業者数の 合計数	旧の主 たる事 務所等	・ ・ (月)						
1	千代田区			人	均 等 割 額 の 計 算							
2	中 央 区				区 分		税 率 (年 額) (ア)	月 数 (イ)	区 数 (ウ)	税額計算 (ア)× $\frac{(イ)}{12}$ ×(ウ)		
3	港 区				特別区にのみ事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数 50人超 ①	円	月		円		
4	新 宿 区					事務所等の従業者数 50人以下②					円	
5	文 京 区					従たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数 50人超 ③				円	
6	台 東 区						事務所等の従業者数 50人以下④					円
7	墨 田 区				道 府 県 分⑤					円		
8	江 東 区				特別区(市町村分)		事務所等の従業者数 50人超 ⑥				円	
9	品 川 区					事務所等の従業者数 50人以下⑦					円	
10	目 黒 区											円
11	大 田 区											円
12	世田谷区										円	
13	渋谷区				納付すべき均等割額 ①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦ ⑧							
14	中 野 区				備 考							
15	杉 並 区											
16	豊 島 区											
17	北 区											
18	荒 川 区											
19	板 橋 区											
20	練 馬 区											
21	足 立 区											
22	葛 飾 区											
23	江戸川区											
合 計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)												

第6号様式別表4の3記載要領
この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)又は第6号の3様式、第6号の3様式(その2)若しくは第6号の3様式(その3)の申告書に添付すること。